

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定

被爆者一般疾病医療機関の指定

家畜商講習会の開催

飼料の試験の結果の概要

土地改良事業の認可(二件)

土地改良法による換地計画の適否の決定

入会林野整備計画の適否の決定(二件)

保安林の指定の解除予定(二件)

林業種苗法による生産事業者の登録

林業種苗法による生産事業者の登録の失効

開発行為に関する工事の完了(二件)

収入証紙の小売りさばき人の指定

◇ 選管告示

政治団体の解散の届出

◇ 教委告示

政治団体の収支に関する報告書の要旨
鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項

告 示

鳥取県告示第九百十八号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和五十八年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
眼 科	視覚障害	松 浦 啓 之	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
"	"	恩 田 健 史	鳥取市尚徳町一一七 鳥取赤十字病院
整 形 外 科	肢体不自由	水 原 貫 城	米子市皆生一三七二一二四 皆生温泉病院
"	"	来 海 秀 和	西伯郡名和町大字富長七 五五―五 整形外科キマチ医院
整 形 外 科・外 科	"	田 中 明 輔	鳥取市吉方温泉三丁目八 〇七 田中外科内科
脳 神 経 外 科	"	山 本 茂	鳥取市末広温泉町二五二 鳥取生協病院

脳神経外科	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	米子市皆生一四八〇 病院 労働福祉事業団山陰労災
神経内科	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	鳥取市三津八七六 国立療養所西鳥取病院
小児科	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
外科	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
泌尿器科	じん臓機能障害	福 田 和 夫	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院									
"	心臓・じん臓・呼吸器機能障害	能 勢 順 吉	八頭郡智頭町大字智頭一八七五 国民健康保険智頭病院									
内 科	心臓機能障害	竹 田 晴 彦	倉吉市下田中三四三 鳥取県立厚生病院									
"	心臓・呼吸器機能障害	田 村 裕 雄	鳥取市瓦町一六一 タムラ医院									
"	"	荒 木 威	"									
"	"	杉 山 長 毅	"									

鳥取県告示第九百十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十八年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
板倉整形脳外科 医院	八頭郡郡家町大字郡家五九五 一五	昭和五十八年十月二十二日

鳥取県告示第九百二十号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条第二項第一号に規定する講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十八年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開催日時

昭和五十八年十一月二十八日及び二十九日 八時三十分から十七時まで

二 開催場所

倉吉市東巖城町二 鳥取県中部総合事務所第八会議室

三 講習の科目及び時間

家畜の取引に関する法令

四時間

家畜商講習会受講申込書

収入証紙 はり付欄	写 真 はり付欄
--------------	-------------

鳥取県知事 西尾邑次 殿

家畜商法第3条第2項第1号の規定により開催される家畜商講習会を受講したいので、申し込みます。

昭和 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

氏 名 Ⓜ

家畜の品種及び特徴 四時間
 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間
 四 受講申込方法

次の家畜商講習会受講申込書に講習会受講手数料として二千七百円に相当する額の鳥取県収入証紙及び写真(受講申込書提出前六月以内に撮影した縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル、無帽、正面、上半身像のもの)をはり付け、昭和五十八年十一月二十一日までに所轄地方農林振興局長を経由して知事に提出すること。

鳥取県告示第九百二十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十八年九月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和五十八年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

境港市 米あい飼料株式会社	東伯町農業協同組合	④くみあい標準配合飼料 成規用エックスマツジュ16	58.8	17.5	4.2	2.3	10.8	3.55	0.76											
玉野市 加藤製油株式会社		脱脂大豆	58.8	45.0	—	5.3	—	—	—											
山陰市 米あい飼料株式会社		くみあい二種混合飼料 中目	58.9	9.6	—	—	1.9	—	—											
神戸市 日清製粉株式会社		日清印若豚用配合飼料 若豚ハイビツグ	58.8	14.9	2.8	3.5	4.9	0.99	0.51											
神戸市 米あい飼料株式会社		くみあい配合飼料 肉牛用ベレツト	58.8	13.2	3.2	3.5	5.3	0.89	0.53											
十津川市 農業協同組合	東伯町東伯町大 字保37-1	カーフトツヅル	58.8	27.1	5.4	0.3	8.6	0.97	0.84											
全組合 農業協同組合	大山乳業農業協 同組合	ヤングスター	58.8	19.2	2.8	4.4	6.7	0.99	0.69											
神戸市 農業協同組合		三井印乳用牛飼育用配合 飼料 伯耆大山ベレツト	58.8	18.2	2.9	6.8	7.4	1.27	0.77											
神戸市 米あい飼料株式会社		メイクスターI	58.9	20.0	3.7	5.7	5.7	0.80	0.48											
碧南市 東海全 株青産飼料工場		脱脂大豆	58.8	47.0	—	3.2	—	—	—											

注 1 飼料の名称の欄中「◎」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合は、備考の欄に該当成分の過不足量（絶対量）を示す。

鳥取県告示第九百二十二号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（笏賀地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十月二十二日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百二十三号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(吉田地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百二十四号

昭和五十八年九月三日付けで赤碕町から申請のあつた赤碕(宮木)地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年十月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十五号

岩美郡国府町大字神垣一〇一―一神垣入会林野整備組合組合長霜村一雄から申請のあつた神垣入会林野整備計画については、昭和五十八年九月十二日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
神垣入会林野整備計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年十月二十九日から三十一日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取県農林水産部林務課及び国府町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十六号

八頭郡智頭町大字野原二四野原入会林野整備組合組合長古谷忠次郎から申請のあつた野原入会林野整備計画については、昭和五十八年十月十二日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

野原入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十月二十九日から三十一日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字大木屋字五代ヶ平三四六の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百二十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字大木屋字下モ向山三四九の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百二十九号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
二百四十一	藤原真澄	八頭郡八東町大字佐崎二九九	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	藤原苗圃	八頭郡八東町大字佐崎

鳥取県告示第九百三十号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十八年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
六十七	藤原菅登	八頭郡八東町大字佐崎二九九	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	藤原菅登苗畑	八頭郡八東町大字佐崎

鳥取県告示第九百三十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年四月二十六日 鳥取県指令受都計第七十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市津ノ井字鳥ヶ岡

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡若桜町大字若桜八五

桜井 茂

鳥取県告示第九百三十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年八月三十一日 鳥取県指令受都計第三百七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町西二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目五二

森本興産株式会社

代表取締役 森本美明

鳥取県告示第九百三十三号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
昭和五十八年十月二十一日	四四六	西伯郡名和町 大字小竹一二 九一―一	株式会社鳥取 県食肉センタ	西伯郡名和町大字小 竹一二九一―一 株式会社鳥取県食肉 センター

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二百二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
生長の家政治連合鳥取県委員会	多久 二郎	片岡 武	倉吉市上井町一	昭和五十八年九月十二日	その他の政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第二百二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十八年十月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の収支報告書の要旨

① その他の政治団体	② 支出の内訳
政治団体の名称 生長の家政治連合鳥取県委員会	経常経費
報告年月日 昭和58年9月12日	人件費 285,000円
(昭和58年8月31日解散)	事務所費 473,086円
1 収入・支出の総額	小計 758,086円
(1) 収入総額 1,293,932円	政治活動費
ア 前年繰越額 559,571円	組織活動費 51,020円
イ 本年収入額 734,361円	機関紙誌の発行 その他の事業費 271,800円
(2) 支出総額 1,293,932円	その他の事業費 271,800円
2 収・支出の内訳	調査研究費 213,016円
(1) 収入の内訳	小計 585,836円
機関紙誌の発行その他の事業による収入	小計 1,293,932円
書籍販売 11,000円	
小計 11,000円	
その他の収入	
中央部寄付金 716,540円	
10万円未満の収入 6,821円	
小計 723,361円	
合 計 734,361円	

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十九号

昭和五十九年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集を次の要項により実施する。

昭和五十八年十月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

昭和五十九年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項

一 募集園児数 約九十人

二 応募資格

昭和五十四年四月二日から昭和五十五年四月一日までに出生した幼児

三 募集期間及び受付時間

1 募集期間 昭和五十八年十一月二十四日(木)及び同月二十五日

(金)

2 受付時間 十四時から十六時三十分まで

四 応募手続

1 入園志願者の保護者は、募集期間内に入園志願書を鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園(以下「県立久松幼稚園」という。)に提出しなければならない。

2 県立久松幼稚園長は、入園志願書を受理したときは、入園志願者の保護者に受付番号票を交付するものとする。

五 入園志願書の交付

1 交付の期間及び時間

(一) 交付期間 昭和五十八年十一月十四日(月)から同月十九日(土)まで

(二) 交付時間 八時三十分から十六時(土曜日は十二時)まで

2 交付場所 県立久松幼稚園

六 入園許可の決定方法

入園志願者数が募集園児数を超えたときは、抽選により入園の許可を決定する。

七 抽選の期日及び場所

1 期日 昭和五十八年十二月五日(月) 九時

2 場所 県立久松幼稚園

八 入園許可の発表

昭和五十八年十二月五日(月) 十五時に県立久松幼稚園に掲示する。

九 その他

この要項に関する質疑事項は、県立久松幼稚園(電話鳥取二二一三二五二)に問い合わせること。